

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月18日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

鳥取県収用委員会規則第2号

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会運営規程（昭和32年鳥取県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第59条の規定により法に定めるもののほか、鳥取県収用委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に関し必要なことを定めるものとする。</p> <p>（会長及びその職務代理者の互選）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員会は、委員中に異議がないときは、<u>前項前段</u>の選出につき指名推せんの方法を用いることができる。</p> <p>3 略</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、<u>あらかじめ</u>会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。</p> <p>（欠席の<u>手続</u>）</p> <p>第5条 委員は、病気その他の事由により会議及び審理に出席することができないときは、<u>あらかじめ</u>その旨を会長に<u>届け出</u>なければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第59条の規定により法に定めるもののほか、鳥取県収用委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に関し必要なことを<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（会長及びその職務代理者の互選）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員会は、委員中に異議がないときは、<u>第1項</u>の選出につき指名推せんの方法を用いることができる。</p> <p>3 略</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第3条 会長は、会議を招集しようとするときは<u>会議開催の10日前までに</u>、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。</p> <p>（欠席の<u>通知</u>）</p> <p>第5条 委員は、病気その他の事由により会議及び審理に出席することができないときは、<u>会議開催の5日前までに</u>その旨を会長に<u>通知</u>しなければならない。</p>

(議事録作成及び署名)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、会議において定められた2人以上の委員とともにこれに署名し、及び押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他会長又は委員会において必要と認めた事項

(会長の専決事項)

第8条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 法第40条第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による裁決申請書及びその添付書類の受理
- (2) 法第41条(法第138条第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第19条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正並びに同条第2項の規定による補正をしない場合の却下
- (3) 法第42条第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付並びに裁決の申請があった旨の通知
- (4) 法第42条第5項(法第47条の4第2項及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による知事が求める書類の送付
- (5) 法第43条第1項(法第47条の4第2項及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理
- (6) 法第45条第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による裁決申請書があった旨の通知
- (7) 法第45条の2(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による開始決定の公告及び裁決手続の開始の登記の囑託
- (8) 法第46条第2項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による審理の期日

い。

(議事録調製及び署名)

第6条 会長は議事録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録には、会長及び会議において定められた2人以上の委員が署名しなければならない。

(会長の専決事項)

第8条 会長の専決処理事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第43条の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下
- (2) 法第44条第1項の規定による裁決申請書の送付及び裁決の申請があった旨の通知
- (3) 法第46条第2項の規定による審理の期日及び場所の通知

及び場所の通知

(9) 法第47条の3第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による明渡判決の申立てに関する書類の受理

(10) 法第47条の3第5項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第19条第1項前段の規定による書類の欠陥の補正

(11) 法第47条の4第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による明渡判決の申立ての書類の写しの送付及び明渡判決の申立てがあった旨の通知

(12) 法第50条第2項(法第94条第6項(法第124条第3項において準用する場合を含む。))及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による和解調書作成の申請の受理

(13) 法第50条第4項(法第94条第6項(法第124条第3項において準用する場合を含む。))及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による和解調書の正本の送達

(14) 法第65条第3項(法第94条第6項(法第124条第3項において準用する場合を含む。))及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証票の発行

(15) 法第66条第3項(法第94条第6項(法第124条第3項において準用する場合を含む。))及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による判決書の送達

(16) 法第94条第3項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による判決申請書の受理

(17) 法第94条第4項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第19条第1項の規定による判決申請書の欠陥の補正及び同条第2項の規定による補正をしない場合の却下

(18) 法第94条第5項(法第124条第2項及び法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による審理の期日及び場所の通知

(19) 法第116条第2項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書の受理

(20) 法第117条(法第138条第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第19条第1項の規定による確認申請書の欠陥の補正及び同条

(4) 法第66条第3項の規定による判決書及び決定書の送達

(5) 法第94条第4項の規定により判決申請書の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下

(6) 法第94条第5項の規定による審理の期日及び場所の通知

(7) 法第94条第6項の規定による判決書の送達

(8) 法第117条の規定による確認申請書の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下

第2項の規定による補正をしない場合の却下

(21) 法第118条第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書の写しの送付

(22) 法第118条第4項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係人の異議の申出の受理

(23) 法第120条(法第138条第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第3項の規定による確認書及び確認拒否書の正本の送達

(24) 法第123条第3項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間の通知

(25) 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号。以下「政令」という。)第1条の9の規定による裁決手続の開始を決定した旨の通知

(26) 政令第1条の10の規定による明渡裁決の申立てがあった旨の通知

(27) 政令第1条の14の規定による差押えがある場合の通知

(28) 政令第5条第1項(政令第6条の2において準用する場合を含む。)の規定による公示送達及び政令第5条第3項(政令第6条の2において準用する場合を含む。)の規定による公示送達があった旨の掲示依頼又は官報への掲載

(29) 政令第6条の3第2項の規定による代理人の数を制限する旨の通知

(30) 土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「省令」という。)第20条第1項の規定による確認証書の交付

(31) 省令第22条第2項前段の規定による支払委託書の送付

(32) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定による委員会が保有する公文書の開示等の決定

(33) 前各号に掲げるもののほか、証明書の発行その他委員会の運営に関する軽易な事項の処理に関すること。

2. 会長は、前項各号に掲げる専決処理事項のうち、あらかじめ委員会が指定するものについて、同項の規定により専決処理したときは、次の委員会に報告しなければならない。

(9) 法第118条第1項の規定による確認申請書の写の送付

(10) 法第120条の規定による確認書及び確認拒否書の送達

(告示等)

第9条 委員会の告示及び公告は、鳥取県公報に登載
して行うものとする。

(公印)

第10条 略

(公印)

第9条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。